

岩手県告示第77号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、神林幸樹に対し、第十一観洋丸（漁船登録番号IT3-47538）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成31年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成31年3月19日（火） 午後1時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎2階ミーティング室